

岐阜市児童発達支援センターみやこ園

保育所等訪問支援利用契約書

保育所等訪問支援を利用する児童（以下「利用児」という。）及びその保護者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団（以下「事業者」という。）は、事業者が利用児及び利用者（以下「利用児・者」という。）に対して提供する保育所等訪問支援事業（以下「事業」という。）について、以下のとおり契約します。

第1章 総 則

（契約の目的）

第1条 この契約は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第6項の規定に基づき、利用児が他の児童との集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行うことを目的としています。

（事業の内容）

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の事業を提供します。

- 2 事業の提供は、児童発達支援管理責任者、保育所等訪問支援員が当たります。
- 3 事業者は、利用児の障がい程度に応じた事業を提供します。
- 4 事業者は、事業の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、事業の提供に当たっては、利用児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。但し、契約期間満了日以前に通所給付決定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第2章 保育所等訪問支援計画

（保育所等訪問支援計画）

第4条 事業者は、次に掲げる事項を、児童発達支援管理責任者に担当させます。

- 2 利用児・者の意向を踏まえた上で、支援の目標及びその達成時期、支援の内容、支援を提供する上での留意点を盛り込んだ保育所等訪問支援計画（以下「支援計画」という。）を作成します。
- 3 支援計画に基づく支援開始後は、支援計画の進捗状況の把握を行うと共に、利用児・者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて支援計画の変更を行います。
- 4 支援計画を作成又は変更したときは、利用児・者にその内容について説明し、保育所等訪問支援計画書を交付します。

第3章 利用料金

(利用料金)

第5条 利用料金は利用者負担額、法定代理受領額及び交通費実費で構成されています。

2 利用者負担額は、利用者が支払います。

3 法定代理受領額は、利用者に代わり直接事業者が受領します。

4 交通費実費は、事業者が岐阜市以外の地域で事業を提供したとき、必要に応じて利用者が支払います。

5 事業者は、事業の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及びその提供に要する利用料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払い方法等)

第6条 事業者は、前条第2項及び第4項に規定する利用料を、月単位で、事業を提供した翌月10日までに利用者に請求します。

2 利用者は、前項の利用料を、請求のあった月の27日に、利用者が指定した預金口座から自動引き落としで支払います。

3 事業者は、前項の利用料の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。また、同時に保育所等訪問支援給付費の額及び法定代理受領額を通知します。

第4章 事業者の義務

(健康管理)

第7条 事業者は、常に利用児の健康に留意すると共に、健康保持のために適切な助言を行ないます。

(緊急時の対応)

第8条 事業者は、利用児に体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者に連絡するとともに、協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診療を依頼する等の措置を講じます。

(守秘義務)

第9条 事業者は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用児・者及びその家族に関する個人情報等を第三者に漏らしません。

2 事業者は、従業者が退職後も在職中に知り得た利用児・者及びその家族に関する個人情報等を、正当な理由がなく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

第5章 損害賠償

(損害賠償)

第10条 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、利用者及び関係市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

2 事業者は、事業を提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用児に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第11条 事業者は、利用児に対する事業の提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用児・者は、岐阜市児童発達支援センターみやこ園にて当該事業提供に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用児・者は、閲覧場所にて当該事業提供に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用児・者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第6章 契約の終了

(契約の終了)

第12条 利用児・者は、30日以上予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用児・者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく事業を提供しないとき。

(2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

(1) 利用児が医療機関に入院し、明らかに契約期間内に退院出来る見込みがないとき。

(2) 利用児・者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めたとき。

(3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業を利用させることが出来ないとき。

(4) 利用者が事業者に支払うべき利用料を期限を定めて再三催告したにもかかわらず、4ヶ月以上滞納しその期限までに利用料の支払いがないとき。

3 次の場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用児が死亡したとき。

第7章 その他

(苦情解決)

第13条 利用者は、事業者が提供した事業に関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善の必要が認められる場合はその改善方策について、利用者に文書で報告します。

2 事業者は、利用者が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用児・者に対して、一切の不利益を与えません。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、児童福祉法その他の関係法令に従い利用児・者、事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用児・者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

利 用 児 氏 名 _____

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

事 業 者 所在地 岐阜市都通2丁目23番地

名 称 社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団

代表者 理事長 安 田 直 浩 印

事 業 所 所在地 岐阜市都通2丁目23番地

岐阜市児童発達支援センター
名 称 みやこ園